第1回 鳥取県各種商品小売業 最低賃金専門部会

(令和6年9月9日)

資 料 目 次

No.	算 料	貝
1	鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿	1
2	鳥取地方最低賃金審議会運営規程	2
3	鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程	5
4	鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定申出書(写)	8
5	鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)(写)	10
6	鳥取県各種商品小売業最低賃金 適用事業乗数・労働者数の経過票	11
7	年度別最低賃金改正一覧表	12
8	鳥取県の最低賃金	14
9	各種商品小売業等最低賃金全国設定状況	16

鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿

令和6年8月27日

区分	氏 名	職名
公	植木 洋	鳥取短期大学生活学科 准教授
益代	佐 藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部 准教授
表	道 前 緑	鳥取短期大学生活学科 教授
労働	河村 正之	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長
割 者 代	川本 充士	丸由労働組合 執行委員長
表	北畑 仁史	UAゼンセン鳥取県支部 支部長
使田田	岡邊俊幸	(株) 米子しんまち天満屋 サポートチーム部長
用 者 代	田中秀明	(株) 丸由 取締役店長
表	西村 知巳	(一社) 鳥取県経営者協会 専務理事

鳥取地方最低賃金審議会運営規程

昭和34年7月20日

(鳥取地方最低賃金審議会第1回会議にて議決)

(規程の目的)

第1条 この規程は、鳥取地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

- 第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたときのほか、鳥取 労働局長(以下「局長」という。)、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委 員及び公益代表委員各1人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及 び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するもの とする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(テレビ会議システムによる委員の出席、病気等による委員の欠席)

- 第4条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送 受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項 において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び 第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に通知 しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に 支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ がある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ がある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 3 公開については、別に定める鳥取地方最低賃金審議会の会議公開事務処理要領によるものとする。

(議事録及び議事要旨)

- 第7条 会議の議事については、議事録を会長及び会長の指名した労働者代表委員並びに使用者代表委員の各1人の確認を得たうえで作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前3項の規程は、小委員会について準用する。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書を局長に 提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 (平成8年3月29日)

第6条から第8条までの改正規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月15日)

第7条第2項の改正規程は、平成9年12月15日から施行する。

附 則 (平成13年5月9日)

第1条、第2条、第5条から第8条までの改正規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則 (平成16年8月24日)

第6条、第7条の改正規程は、平成16年9月10日から施行する。

附 則 (平成22年7月5日)

第1条から第8条までの改正規程は、平成22年7月5日から施行する。

附 則 (令和4年3月11日)

第1条、第4条、第6条及び第7条の改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

鳥 取 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 最低賃金専門部会運営規程

令和5年9月13日改正

(目 的)

第1条 鳥取地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)に設置する専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(名 称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(会議の招集)

- 第3条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたと きのほか、鳥取労働局長(以下「局長」という。) 3人以上の委員から 開催の請求があったとき、部会長が招集する。
 - 2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合 には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部 会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合の ほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知す るとともに、局長に通知するものとする。

(テレビ会議システムによる委員の出席、病気等による委員の欠席)

- 第4条 委員は、部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。
 - 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金 審議会令第6条第6項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、そ の旨を部会長に通知しなければならない。
 - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらか じめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

- 第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
 - 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
 - 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明 又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に侵害されるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
 - 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第7条 会議の議事については、議事録を部会長及び部会長の指名した労働者代表委員並びに使用者代表委員の各1人の確認を得たうえで作成するものとする。
 - 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告書の提出)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときには、報告書をその都度、 議決書を鳥取地方最低賃金審議会長に提出するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見 に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑 則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、 専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、鳥取地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

附 則 (平成8条3月29日) 第6条から第8条までの改正規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月15日) 第7条第2項の改正規程は、平成9年12月15日から施行する。

附 則 (平成13年5月9日)

第1条、第2条、第5条から第8条の改正規程は、平成13年5月9日から 施行する。

附 則 (平成16年8月24日) 第6条、第7条の改正規程は、平成16年9月10日から施行する。

附 則 (平成22年7月5日)

第1条、第2条、第3条、第4条から第6条及び第9条の改正規程は、平成 22年7月5日から施行する。

附 則 (令和4年3月11日) 第7条の改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月13日)

第4条の改正規程は、令和5年9月13日から施行する。

資料NO.4

鳥取労働局 局長 平川 雅浩 殿



UAゼンセン鳥取県支部 支部長 北畑 仁史

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、鳥取県各種商品小売業の最低賃金の改定決定を 下記の通り申し出る。

記

- 1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲 鳥取県において各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 1,244 人
- 2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲 鳥取県において各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に挙げ る者は除く。
 - (1) 18 歳未満又は65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6カ月未満の者であって技能修得中の者
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 3. 改定を申し出る最低賃金の件名 鳥取県各種商品小売業最低賃金
- 4. 申し出の内容

上記3の最低賃金の改定決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が3分の1以上に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1244 人

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数

969 人

=77.9%>1/3以上

鳥取県における各種商品小売を営む使用者に使用される基幹的労働者数 1,244 人

- ●労働協約上の賃金の最も低い額 =955円/時間
- ●現在適用されている法定最低賃金額=902円/時間
- 6. 添付資料
 - (1) 労働協約の写し
 - (2) 申し出に関する合意および申請代表者に対する委任状
 - (3) 鳥取県における各種商品小売業の事業所数と労働者数の概数およびこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

以上

令和6年度

鳥取県特定(各種商品小売業)最低賃金の適用を受ける者の内訳

1. 協定事業場の労働協約を受ける基幹的労働者(※)の内訳

事業所の名称	所在地		従業員数	最低時給
			358 名	955 PJ
			178 名	955 PJ
			38 名	955円
		-	319 名	955 円
			76 名	955 円
3 / 2	合	計	969 名	

※基幹的労働者とは次に挙げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって技能習得中の者
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する

鳥 労 発 基 0726 第 1 号 令 和 6 年 7 月 26 日

鳥取地方最低賃金審議会

会長 佐藤 匡 殿

鳥取労働局長 平川 雅浩

印

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和6年7月16日付けをもって、申出代表者 UAゼンセン鳥取県支部支部長 北畑 仁史から、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、 別添(略)のとおり、鳥取県各種商品小売業最低賃金(平成20年鳥取労働局最低賃金 公示第3号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その 必要性の有無について、貴会の意見を求める。

鳥取県各種商品小売業最低賃金 適用事業場数・労働者数の経過票

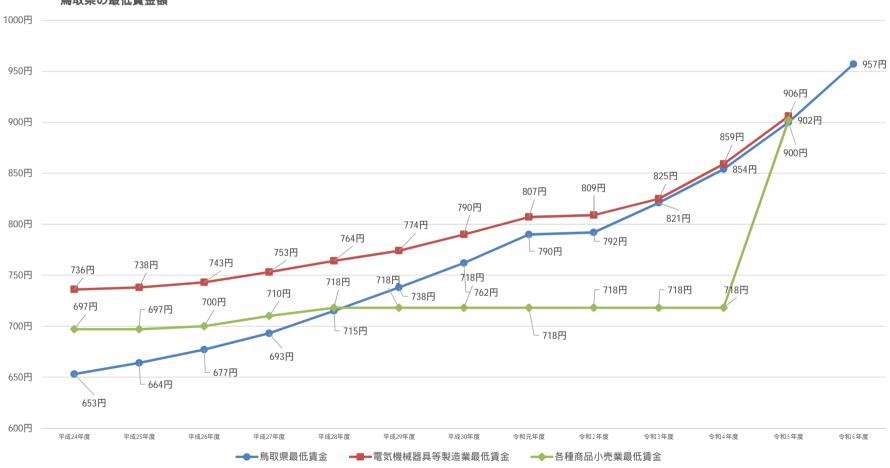
上段:事業場数 下段:労働者数

業種	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全体(合計)	8件	8件	8件	8件	8件	8件	7件	7件	7件	7件
主体(口前)	1, 700人	1,690人	1, 730人	1, 650人	1,550人	1, 430人	1, 388人	1,326人	1, 355人	1, 244人

年度別最低賃金改正一覧表

						I	I		1				I	1
鳥取県最低賃金		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	時間額	653円	664円	677円	693円	715円	738円	762円	790円	792円	821円	854円	900円	957円
	引上げ額	7円	11円	13円	16円	22円	23円	24円	28円	2円	29円	33円	46円	57円
	引上げ率	1.08%	1.68%	1.96%	2.36%	3.17%	3.22%	3.25%	3.67%	0.25%	3.66%	4.02%	5.39%	6.33%
	影響率	2.26%	1.91%	3.15%	2.84%	5.51%	9.39%	10.30%	8.79%	4.46%	14.65%	17.60%	15.03%	27.00%
	発 効 日	H24.10.20	H25.10.25	H26.10.8	H27.10.4	H28.10.12	H29.10.6	H30.10.5	R元.10.5	R2.10.2	R3.10.6	R4.10.6	R5.10.5	R6.10.5
		•	•			•	•	•	•			•	•	
産業別最低賃金		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	時間額	736円	738円	743円	753円	764円	774円	790円	807円	809円	825円	859円	906円	
	引上げ額	1円	2円	5円	10円	11円	10円	16円	17円	2円	16円	34円	47円	
鳥取県電子部品・デバ イス・電子回路、電気	引上げ率	0.14%	0.27%	0.68%	1.35%	1.46%	1.31%	2.07%	2.15%	0.25%	1.98%	4.12%	5.47%	
機械器具、情報通信機 械器具製造業最低賃金	影響率	6.86%	15.04%	17.00%	10.40%	15.14%	16.49%	13.14%	19.88%	7.20%	20.78%	26.60%	29.94%	
	県最賃比率	112.71%	111.14%	109.75%	108.66%	106.85%	104.88%	103.67%	102.15%	102.15%	100.49%	100.59%	100.67%	
	発 効 日	H25.1.17	H26.1.9	H26.12.25	H27.12.19	H28.12.22	H30.1.11	H30.12.28	R元.12.28	R2.12.30	R3.12.17	R4.12.17	R5.12.17	
	時間額	697円	697円	700円	710円	718円	718円	718円	718円	718円	718円	718円	902円	
	引上げ額	2円	改正審議なし	3円	10円	8円	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	184円	
鳥取県各種商品小売業	引上げ率	0.29%		0.43%	1.43%	1.13%							25.63%	
最低賃金	影響率	0.21%		0.00%	0.40%	0.00%							18.55%	
	県最賃比率	106.74%		103.40%	102.45%	100.42%							100.22%	
	発 効 日	H25.2.7		H26.12.13	H27.12.19	H28.12.17							R5.12.15	

鳥取県の最低賃金額



鳥取県の最低賃金

地域別最低賃金	時間額	発 効 年 月 日
鳥取県最低賃金	957円	令和6年10月5日

令和6年10月4日までは現行最低賃金の900円が適用されます。

「鳥取県最低賃金」は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、**鳥取県内の事業場で働くすべての労働者に適用**されます。

なお、下表の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定(産業別)最低賃金」が適用されますが、次に掲げる労働者については、「鳥取県最低賃金」が適用されます。

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

特定(産業別)最低賃金	時間額	発 効 年 月 日
鳥取県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、情報 通信機械器具製造業最低賃金	906⊩	令和5年12月17日
鳥取県各種商品小売業最低賃金	902 _円	令和5年12月15日

地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方の最低賃金が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

したがって、令和6年10月5日から上記の「鳥取県最低賃金957円」が適用されます。

社内の最低賃金の引上げをご検討の事業者の方へ「業務改善助成金」を利用しましょう!

業務改善助成金コールセンター 0120-366-440

経営面・労働面の相談をワンストップで行います。(相談は無料)

働き方改革サポートオフィス鳥取 0800-200-3295



詳細については、鳥取労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

鳥取労働局労働基準部賃金室0857-29-1705鳥取労働基準監督署0857-24-3211米子労働基準監督署0859-34-2231倉吉労働基準監督署0858-22-6274

鳥取労働局ホームページURL https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/

最低賃金との比較方法 (計算方法)について

賃金支給方法	最低賃金との比較方法 (計算方法)
時間給の場合	時間給 最低賃金額
日給制の場合	日給 ÷ 1日の平均所定労働時間 最低賃金額
月給制の場合	月給 : 1年間における1か月平均所定労働時間 最低賃金額
出来高給(請負給) の場合	賃金算定期間(賃金締切期間)に支払われた総額 ÷ その期間 に出来高制によって労働した総労働時間 最低賃金額
~ が混在	各賃金の1時間当たりを算出し合計した額 最低賃金額

最低賃金額の算定には、次の賃金は含まれません。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当 臨時に支払われる賃金 1月を超える期間ごとに支払われる賃金 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。

賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

1 働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口

働き方改革サポートオフィス鳥取では、中小企業・小規模事業者の皆様のために、生産性向上による 賃上げ、賃金規程の見直し、労働関係助成金の活用などの相談に対して、労務管理の専門家が電話また は相談により無料で支援を行います。

詳しくは 働き方改革サポートオフィス鳥取

鳥取市富安 1-152 S G ビル 2 階 201 号室 TEL: 0800-200-3295

受付時間:平日9:00~17:00 E-mail:tottori@task-work.com

2 賃金引上げを支援する制度

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、生産性向上に 資する設備投資等を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の 一部を助成する制度です。



詳しくは 業務改善助成金コールセンター TEL:0120-366-440

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、 賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。



詳しくは 鳥取労働局 職業安定部職業安定課 TEL:0857-29-1707

賃金引上げ特設ページを開設

賃金引上げを実施した企業の取組事例や賃金引上げに向けた政府の支援方法などの 賃金引上げのために参考となる情報を掲載しています。



各種商品小売業等最低賃金全国設定状況

各種商品小売業

		平成2	9年度	平成3	0年度	令和元	元年度	令和:	2年度	令和:	3年度	令和	4年度	令和!	年度
ランク	都府県名	最 低 賃金額	対前年 上昇額												
С	青森	777	19	798	21	821	23	825	4	852	27	882	30	921	39
С	岩手	767	0	767	0	767	0	767	0	767	0	767	0	767	0
В	茨城	828	17	849	21	871	22	874	3	881	7	881	0	881	0
В	栃木	837	20	850	13	871	21	874	3	874	0	874	0	874	0
Α	埼玉	849	0	849	0	849	0	849	0	849	0	849	0	849	0
Α	千葉	848	0	848	0	848	0	848	0	848	0	848	0	848	0
Α	東京	792	0												
В	新潟	810	10	824	14	842	18	842	0	842	0	842	0	932	90
В	福井	750	0	750	0										
В	長野	817	17	835	18	855	20	857	2	879	22	910	31	950	40
В	静岡	850	14	866	16	886	20	886	0	886	0	886	0	886	0
Α	愛知	847	0	847	0	847	0	847	0	847	0	847	0	847	0
В	滋賀	818	15	840	22	840	0	840	0	840	0	840	0	840	0
В	京都	860	23	884	24	910	26	910	0	938	28	938	0	938	0
В	兵庫	797	0	797	0	797	0	797	0	797	0	797	0	797	0
С	鳥取	718	0	718	0	718	0	718	0	718	0	718	0	902	184
В	岡山	835	19	856	21	880	24	880	0	893	13	910	17	933	23
В	広島	838	17	858	20	878	20	878	0	903	25	903	0	903	0
В	愛媛	772	14	789	17	806	17	810	4	822	12	854	32	854	0
С	大分	716	0	716	0	716	0	716	0	716	0	716	0	716	0
С	宮崎	705	0	705	0	705	0	705	0	705	0	705	0	705	0
С	沖縄	745	22	770	25	770	0	770	0	770	0	770	0	770	0

百貨店、総合スーパー

		平成2	9年度	平成3	0年度	令和元	定年度	令和:	2年度	令和:	3年度	令和	4年度	令和:	年度
ランク	県名	最 低 賃金額	対前年 上昇額												
С	岩手	780	780	800	20	800	0	800	0	800	0	800	0	800	0
В	富山	820	10	840	20	860	20	865	5	890	25	915	25	955	40
В	石川	820	9	840	20	860	20	865	5	890	25	915	25	950	35
В	福井	805	6	810	5	810	0	840	30	840	0	840	0	840	0
В	和歌山	810	11	830	20	850	20	851	1	869	18	869	0	869	0
В	島根	750	2	750	0	750	0	750	0	750	0	750	0	905	155
В	山口	795	16	822	27	852	30	859	7	875	16	907	32	948	41
В	福岡	846	22	867	21	889	22	889	0	897	8	897	0	945	48
С	熊本	740	28	765	25	792	27	796	4	796	0	855	59	855	0
С	鹿児島	693	0	693	0	693	0	693	0	693	0	693	0	693	0